

7 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施

(法第30条の2)

■対象業種 製造業

■製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害の防止のため、次の措置を講じなければなりません。

- ① 随時、元方事業者と関係請負人、また関係請負人相互間の連絡・調整を行うこと。
- ② クレーン等の運転等についての合図の統一、事故現場等を表示する標識の統一、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、エックス線装置に電力が供給されている場合等における警報の統一と、これらについての関係請負人への周知

※建設業、造船業の元方事業者が講じなければならない措置の範囲は、現行どおりです。

8 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付

(法第31条の2)

■対象設備 化学設備及び特定化学設備並びにこれらの附属設備（※配管を含む。）

■対象となる作業 対象設備の改造、修理、清掃等の作業で、当該設備を分解するもの又は当該設備の内部に立ち入るもの

■対象となる作業を請負人に発注する注文者は、次の事項を記載した文書等を作成し、その請負人に交付しなければなりません。

- 記載事項…①その設備で製造・取り扱うものの危険性及び有害性
②当該作業において注意すべき安全・衛生に関する事項
③当該作業について講じた安全・衛生を確保するための措置
④流出等の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

9 化学物質等の表示・文書交付制度の改善

※平成18年12月1日施行（法第57条、第57条の2）

■対象 政令で定める危険物・有害物を譲渡・提供する者

■化学物質の有害性のみを対象とした表示・文書交付制度から、引火性等の危険性も対象として追加された表示・文書交付制度となります。

■対象物を容器・包装に入れて、譲渡・提供する場合の表示事項に、絵表示などが追加されます。（対象となる物質、絵表示等の詳細は、平成18年夏に決定の予定です。）

10 有害物ばく露作業報告の創設

(安衛則第95条の6)

■対象 別に厚生労働大臣が告示する化学物質等を一定量以上取り扱う事業者

■対象事業者は、所定の様式による報告書を提出しなければなりません。対象物質、提出期日等は別途告示されます。